

令和3年5月号

【発行元】

岐阜県福祉のまちづくり推進協議会  
〒501-3246  
関市緑ヶ丘2-5-78  
TEL : 0120-337-301  
FAX : 0575-24-5733

# 月刊 あったかいご通信

月刊「あったかいご通信」を発行する土地活用研究会は、地域密着の建設会社が福祉施設の開業をサポートする全国50社の国内最大級のネットワークです。毎月、業界の最新情報や成功事例をお届けします。業界全般の最新情報や経営のコツ、利用者募集や人材マネジメントなどリクエストも大歓迎です！

※記事引用 ・厚生労働省 ・国土交通省 ・㈱官公通信社 ・高齢者住宅新聞社 ・福祉新聞 ・日本経済新聞 他

## 令和3年度障がい福祉報酬改定 制度開始 障がい者グループ ホームの改定内容

障がい福祉の業界において、令和3年4月より報酬改定が反映された新制度が開始。今回は2月4日に厚生労働省から発表された改定内容の特に障がい者グループホームの内容についてまとめ、障がい福祉の事業者へ改定の内容や方向性を分かりやすく伝えることを目的とする。

### 【障がい者グループホーム】

①**重度障害者支援加算の対象者の拡充**  
障害支援区分4以上の強度行動障害を有する者を算定対象に加える。重度障害者支援加算（Ⅱ）180単位/日。

②**医療的ケアが必要な者に対する評価**  
医療的ケアが必要な者に対する支援について、看護職員を配置するグループホームに対する加算を創設。医療的ケア対応支援加算 120単位/日。

③**強度行動障害を有する者の受入促進（体験利用の評価）**

強度行動障害を有する者が地域移行のためにグループホームにおいて体験利用を行う場合に、強度行動障害支援者養成研修又は行動援護従業者養成研修の修了者を配置するグループホームに対する加算を創設。強度行動障害者体験利用加算 400単位/日。

④**基本報酬の見直し**

重度障害者の受入れのインセンティブ

が働くようメリハリのある報酬体系に見直し。

介護サービス包括型

区分3：384/日⇒381/日（減少）

区分4：470/日⇒471/日（微増）

日中サービス支援型

区分3：**721/日⇒650/日（減少）**

区分4：906/日⇒907/日（微増）

⑤**夜間支援等体制加算の見直し**

入居者の状況に応じた手厚い支援体制の確保や適切な休憩時間の取得ができるよう、夜間支援等体制加算（Ⅰ）を入居者の障害支援区分に応じたメリハリのある加算に見直した上で、夜間支援等体制加算（Ⅰ）による住居ごとの常駐の夜勤職員に加えて、更に事業所単位で夜勤又は宿直の職員を追加配置した場合の加算を創設。

（例）利用者が5人の場合【現行】

（区分に関わらず）269単位/日 ⇒

【見直し後】区分4以上：269単位/日

区分3：224単位/日 区分2以下：

179単位/日

（例）利用者が15人以下の場合 夜間

支援等体制加算（Ⅳ）60単位/日 夜間

支援等体制加算（Ⅴ）30単位/日 夜間

支援等体制加算（Ⅵ）30単位/日。

**重度向け対応の評価上昇、メリハリ**

**のある報酬基準**が主な改定の方向性。

今後求められるのは、重度向けの受け

入れ、手厚い支援内容であると考えら

れる。**中古改修型で、軽度向けの事業**

**所には方針の転換が求められるか。**